



平成 29 年 11 月 1 日

市 川 市 教 育 委 員 会
教 育 長 田 中 庸 恵 様

市川市教育振興審議会
会 長 天 笠 茂

市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針について（答申）

平成 28 年 7 月 11 日付け市川第 20160620-0086 号で市川市教育振興審議会へ諮問のありました標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり取りまとめたので、市川市教育振興審議会条例第 2 条の規定に基づき答申いたします。

記

1. はじめに

市川市立小学校・中学校については、一部の学校の大規模化や小規模化により、規模の違う学校が併存する状況にある。また今後の少子化の進展により、学校が過度に小規模化することによる教育条件への影響が懸念されている。

このような状況にあつて、これからの児童生徒の教育条件をより良いものにし、生きる力を育むことのできる学校教育を保障するためには、将来的な視野に立った学校の適正規模・適正配置に係る検討が必要となっている。

そういった背景から、平成 28 年 7 月 11 日、本審議会は教育委員会から小学校・中学校の適正規模・適正配置について諮問を受け、計 8 回にわたる審議を経て今回の答申に至ったものである。

2. 方針の策定のための基本的な考え方

（1）市の教育における理念と方針策定の基本的な考え方

「市川市教育振興基本計画」における、市川市の教育理念は「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」である。

「人をつなぐ」とは、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てていく教育である。それは、家庭・学校・地域が、お互いの役割を認識しつつ、共通の目標を持つパートナーとして、相互補完的に連携・協働していくという「地域コミュニティ」を基盤とするものである。

「未来へつなぐ」とは、子どもの学びと育ちの連続性を大事にして、個性の伸長を図

り、子どもの夢や思いを実現する教育である。それは、中学校ブロック単位における一貫した指導など「小学校・中学校の連続性」（9年間の義務教育）を基盤とするものである。

そこで、方針策定の審議にあたっては「地域コミュニティ」並びに「小学校・中学校の連続性」の2つの視点を方針策定の基本的な考え方とした。

（2）市川市の児童生徒数の現状と予測

市川市の児童生徒数は、昭和58年度の5.2万人をピークとして、平成29年度は3.2万人とピーク時の約62%となっている。

市の将来人口推計に基づく予測では、平成42年度の児童生徒数は、2.5万人と更に減少すると見込まれている。

（3）学校規模によって生じる課題

小規模校と大規模校には、それぞれ利点と課題が生じる。

小規模校にはきめ細かな指導が行いやすい等の利点がある一方、児童生徒が生きる力を育むために多様な考えに触れたり、切磋琢磨したりすることの出来る一定規模の集団が確保されにくいなど、多様な意見の中で新たな価値を創造する観点からは、教育条件への影響も懸念される。

一方、大規模校では多様なグループ活動等が可能ではあるが、学校行事等において係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会の減少などが懸念されるところである。

3. 適正規模の方針について

（1）国の標準と審議会が考慮した視点

国においては、学校教育法施行規則にて、小学校・中学校の学級数は「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない」と規定されている。

そのため、市川市における適正規模の検討においては、国の標準である12学級以上18学級以下の学校規模を「適正規模」とすることの妥当性について、規模によって生じる課題の視点、これからの教育の方向性の視点、教職員の体制の視点に基づき、議論を進めた。

（2）適正規模

国の標準は、学校の小規模化・大規模化によって生じる課題を最小化し、次期学習指導要領に示されているこれからの学びのスタイルの理念を実現できると同時に、専任の教務主任の確保や教職員の十分な育成が図られる規模だと考えられる。

従って、市川市における小学校・中学校の適正規模は、法令上の学校規模の標準を踏まえ、概ね12学級以上18学級以下とされたい。

また、義務教育学校については、各学年2学級から3学級を目安としつつ、一体化される学校に応じた規模とされたい。

4. 適正配置の方針について

(1) 審議会が考慮した視点

適正配置の検討にあたっては、地域コミュニティの視点や小学校・中学校の連続性の視点に加え、通学条件の視点や学校施設の視点に基づき、公共施設等総合管理計画の内容や都市計画の変更と整合性を図りながら議論を進めた。

(2) 通学区域に対する考え方

通学区域は、地域コミュニティや小学校・中学校の連続性の視点から、安全性の確保に留意しつつ、できる限り小学校・中学校の通学区域の一致を図るものとされたい。

その際は、通学区域の過去の決定経緯や、自治会や福祉・防災等の行政区分との関係性にも留意されたい。

また、通学区域の見直しの効果を担保するため、指定校変更制度のあり方についても併せて検討されたい。

(3) 適正配置の方策

適正規模を下回る学校の適正配置の方策は、通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置が考えられ、比較による優位な方策を選択し、必要に応じ複合的に行われたい。

その際は、通学区域に対する考え方を踏まえ、原則として中学校ブロックを単位として総合的に進めるものとされたい。

(4) 適正配置の対象

適正配置の検討を行う学校は、中長期的視点に立ち、公共施設等総合管理計画の期間である、平成42年度までの通学区域内の児童生徒数が適正規模を下回る学校とされたい。

一方、適正規模を上回る学校については、将来的には適正規模の範囲に大部分が移行することを踏まえた学校支援や学校運営上の対応を検討されたい。

なお、特別支援学級の設置については、今後、特別支援学校との連携も含め、別に検討を進められたい。

(5) 適正配置の実施時期及び進め方

児童生徒数の減少の進み具合は学校ごとに異なるが、適正配置はその影響が顕著になると考えられる次の学級数になるまでに完了されたい。

小学校…6学級

中学校…9学級

ただし、上記の学級数以下であっても、都市施設の影響による通学条件の大幅な変更

が見込まれるなど、学級数の推計が困難な地域については、適正配置の方策が決定できるまでの期間は、先に示した適正配置を採らず、当面取り得る対応が必要と考える。

適正配置の実施にあたっては、地域コミュニティの視点から、学校運営協議会等を活用し、教育委員会が、保護者・地域住民等に丁寧な説明を行い、相互の理解を深めていくことが必要である。また、義務教育学校の設置等の施設整備が必要となる適正配置は、校舎の築年数や施設の複合化等も考慮しながら実施していくことが妥当である。

5. 適正規模・適正配置の方針の見直し

児童生徒数の増減やまちづくりの方針、社会情勢の変化等に対応するため、方針については必要に応じて見直しを行うこととされたい。

以上

市川市教育振興審議会

会 長	天 笠 茂
副 会 長	大 嶋 章一
委 員	田 中 孝一
委 員	渡 邊 智子
委 員	前 田 泰弘
委 員	齊 藤 雅代
委 員	湯 淺 国匡
委 員	晒 科 里美
委 員	角 谷 好枝
委 員	中 村 ふじ江
臨時委員	貞 広 斎子
臨時委員	柳 澤 要